

1歳児保育士加配支援事業の市独自算出補助額の算出方法について

市独自算出補助額の計算式

$$\frac{242,148\text{円} \times 16.60/12 \times (\text{毎月1日の入所1歳児の数} \div 3 (\text{1未満の端数四捨五入}))}{\text{乗じて得た額} \leftarrow \text{「差し引かれる方」}}$$

—
(差し引く)

「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」(平成27年内閣府告示第49号)に規定する

$$\frac{\text{1、2歳児の保育単価中に占める人件費} \times \text{1歳児数}}{\text{乗じて得た額} \leftarrow \text{「差し引く方」}}$$

※1歳児が5人以上入所している月が対象。

※1歳児3人につき1人以上となるよう保育士の配置をしている月が対象。

※上記計算により補助額が0又はマイナスになる月は、その月の補助額を0円として計算する。

計算式の値について

1. 「242,148円」…保育士の本俸基準額(国基準額)

2. 「16.60/12」…12か月+手当支給月数

3. 「保育単価中に占める人件費」…国の基準を基に、施設ごとの定員・処遇改善加算率を加味して計算される。(値は毎月固定)

⇒ 補助金額は1歳児数に応じて変動する。配置保育士数は3:1以上であることが前提条件であるが、保育士数に応じて補助金額が変動することはない。